

## 寒川町浸水防止施設設置工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浸水による住宅の被害を軽減するため浸水防止施設の設置等を行う者に対し補助金を予算の範囲内において、交付することについて、寒川町補助金の交付等に関する規則(昭和50年寒川町規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水防止施設 浸水による住宅の被害を防止するため住宅の出入口等に設置し、浸水に耐える材質で、取り外し又は移動が可能なものをいう。
- (2) 関連工事 浸水防止効果を補完し又は高めるため、浸水防止施設の設置と同時に実施する工事で、次に掲げるものをいう。

ア 外構等の浸水防止工事

イ その他町長が必要と認める工事

(補助対象事業)

第3条 この要綱による、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、前条第1号に規定する浸水防止施設の設置工事及び同条第2号に規定する関連工事とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱による、補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、自らが町内に所有する住宅に対し補助対象事業を実施するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するときは、補助の対象としない。

- (1) 補助対象者が住宅の売買等を生業とする者で、その者が営利を目的として所有している建物に浸水防止施設を設置するとき。
- (2) 補助事業の対象となる住宅が、町が実施する同様の制度により補助を受けているとき。
- (3) 補助対象者が寒川町暴力団排除条例(平成23年寒川町条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するとき。
- (4) 補助対象者が町税を滞納しているとき。
- (5) その他町長が補助対象者として不適当と認めたとき。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要した経費の3分の1に相当する額とし、10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の住宅につき同一の所有者が行う補助事業については1回を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、寒川町浸水防止施設設置工事補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事設計図(位置図、平面図、構造図、浸水防止効果証明書等)
- (2) 工事見積書
- (3) 土地及び住宅の登記事項証明書
- (4) 住民票
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(交付の条件)

第7条 補助金の交付に係る条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容、経費の額又は配分若しくは遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止する場合には、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告し、その指示を受けること。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条に掲げる補助金の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適否を決定し、その結果を寒川町浸水防止施設設置工事補助金交付決定通知書(第2号様式)または不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、当該決定を受けた後において、規則第5条の規定に基づき町長の承認を受けようとするときは、寒川町浸水防止施設設置工事(変更・中止)承認申請書(第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(完了報告)

第10条 交付決定者は補助対象事業が完了したときは、完了した日から30日を経過する日又は完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日(日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはこれらの日の前日)までに、寒川町浸水防止施設設置工事完了届(第5号様式。以下「完了届」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し等、補助対象事業の実施に係る費用を負担した事を示す書類
- (2) 設置した浸水防止施設の状況が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(補助金の支出)

第11条 町長は、前条に規定する完了届けの提出があったときは、その内容を審査し、現地調査を実施のうえ、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、寒川町浸水防止施設設置工事補助金交付額決定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知し、かつ、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業を中止したとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(取得財産の管理及び処分)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した財産(以下「取得財産」という。)を設置の日から起算して 6 年を経過するまでは、町長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供するなど処分(以下「処分等」という。)をしてはならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の町長の承認を受けようとするときは、あらかじめ寒川町浸水防止施設設置工事補助金に係る施設処分承認申請書(第 7 号様式)を町長に提出しなければならない。

(補足)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。